

令和8年度 宇部市中小企業向け 支援制度ガイドブック

UBE 宇部市

未来を彫刻するまち

宇部市

令和8年4月

はじめに

本ガイドブックは、中小企業の皆様や関係機関の皆様が宇部市の支援制度を活用していただく際の手引書として、概要をご紹介します。

【中小企業の皆様へ】

→活用目的や希望する支援内容に応じて、その概要をご確認ください。

【中小企業の方から相談を受けられる窓口の皆様へ】

→中小企業の方が希望する支援内容に応じて、概要や市の窓口をご案内する際にご活用ください。

各支援制度は、以下の項目で分類しています。

内容別

- ① 補助金
- ② その他の支援

テーマ別

- ① 雇用の確保・人材育成
- ② デジタル化・DX推進
- ③ 新事業・販路拡大
- ④ 中心市街地の活性化
- ⑤ 経営の安定化・効率化

注意すること

実際の支援制度の詳細や利用に当たっては、掲載されている内容（項目、要件等）が変更される場合がありますので、各ページ下部に掲載の「担当課」までご確認ください。
「宇部市ウェブサイト」等をご覧ください。

宇部市ウェブサイトで支援制度を検索する方法

【手順は以下の通り】

1

宇部市ウェブサイトへアクセスします。

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp>

2

トップページの「情報を探す」内の「ウェブ番号検索」でご覧になりたい支援制度の7桁のウェブ番号を入力し、表示で検索します。



こちらに7桁のウェブ番号を入力

支援制度目次(補助金)

① 雇用の確保・人材育成

1. 健康経営支援補助金	6頁
2. 人材確保支援事業費補助金	6頁
3. 奨学金返還支援補助金	6頁
4. 女性応援イクメン奨励助成金	7頁
5. 女性職場環境改善助成金	7頁

② デジタル化・DX推進

6. 中小企業等DX推進事業費補助金（DXモデル枠）	8頁
7. 中小企業等DX推進事業費補助金（一般枠）	8頁

③ 新事業・販路拡大

8. 中小企業競争力強化支援補助金	8頁
9. パイロットプロジェクト支援補助金（試作品製作枠）	9頁
10. 先進的分野事業誘致等促進補助金	9頁
11. イノベーション推進補助金	10頁
12. 6次産業化・農商工連携による商品開発等支援事業補助金	10頁
13. 農業参入法人育成支援事業費補助金	11頁
14. 事業所設置奨励金	11頁

④ 中心市街地の活性化

15. 商業活性化事業費補助金（店舗改修補助金）	12頁
16. 商業活性化事業費補助金（商店街共同施設整備補助金）	12頁
17. 商業活性化事業費補助金（イベント創出補助金）	12頁
18. まちなかイベント支援事業補助金	13頁
19. 中心市街地建物リノベーション事業補助金	14頁

⑤ 経営の安定化・効率化

20. 中小企業経営改善計画策定支援事業補助金	15頁
21. 省エネ診断支援補助金	15頁
22. 中小企業者等省エネ設備導入補助金	16頁
23. 介護人材確保紹介手数料等補助金	17頁

支援制度目次(その他)

⑥ 雇用の確保・人材育成

24. 産業人材育成支援事業	19頁
25. うべ企業情報ナビ	19頁
26. 女性活躍推進企業認証制度	19頁
27. 人材確保ワンストップ相談窓口	19頁
28. 中小企業等人材確保支援（人材採用力強化支援）事業	20頁
29. 健康サポーター（事業所部門）登録制度	20頁
30. 外国人総合相談窓口	20頁

⑦ 新事業・販路拡大

31. ふるさと納税応援事業者募集	21頁
32. 日本貿易振興機構（ジェトロ）との連携支援	21頁
33. 特定創業支援等事業	21頁
34. 宇部市×実証実験事業応援制度	22頁
35. メディカルクリエイティブセンター（MCC）	22頁
36. 中小企業事業化支援施設（宇部新都市貸工場）	22頁
37. 起業コミュニティ	22頁

⑧ 経営の安定化・効率化等

38. よろず支援拠点による無料相談会	23頁
39. 事業承継・引継ぎ支援センターによる無料相談会	23頁
40. セーフティネット保証制度	23頁
41. 中小企業等経営強化法に基づく支援（先端設備等導入計画）	23頁

宇部市事業資金融資

別冊

① 補助金

No.1 健康経営支援補助金

担当課：産業政策課（34-8355）

中小企業が健康経営優良法人の認定取得に向け、当該認定基準を満たすための取組に要した経費の一部を補助します。
※健康経営優良法人に認定されることが必要です。

補助対象経費：健康経営優良法人認定に要する経費

10万円
上限額

2/3
補助率

1017069
市ウェブ番号

No.2 人材確保支援事業費補助金

担当課：産業政策課（34-8355）

中小企業が行う人材確保を目的とした求人情報の発信に要する経費や人材採用力強化に要する費用の一部を補助します。

補助対象経費：①情報発信枠

就職・転職情報サイト掲載、県外合同企業説明会へ参加、採用に関するホームページ作成及び企業PR動画の制作に要する経費

②人材採用力強化枠

No.28中小企業等人材確保支援（人材採用力強化支援）事業に参画した企業が人材採用力の強化に向けた取組を行うために要する費用

10万円
上限額

1/2
補助率

1009201
市ウェブ番号

No.3 奨学金返還支援補助金

担当課：移住定住推進課（34-8480）

未来を担う若者の定住支援と奨学金返還の負担軽減、また、市内中小企業及び一次産業の人材確保と起業支援を目的に、大学等在学中に奨学金の貸与を受けた者が一定の要件を満たした場合に、返還額の一部を補助します。

補助対象経費：令和6年4月以降に市内に就業した者で、以下の要件に該当する者の奨学金返還額※実返還額または限度額のいずれか低い額

- 要件
- ① 毎年10月1日を基準日とし、市内に住所を有する者
 - ② 毎年10月1日を基準日とし、正規雇用により市内中小企業に就業、一次産業に従事又は市内で起業している者
 - ③ 10年以上継続して本市に定住する意思を有すること
 - ④ 申請初年度4月1日時点において満30歳未満の者
 - ⑤ 在学中に奨学金の貸与を受けていた者 ほか

10年間で最大100万円
上限額

1021878
市ウェブ番号

No.4 女性応援イクメン奨励助成金

担当課：人権・男女共同参画推進課
(34-8308)

男性従業員に育児休業を取得させる事業者及び男性従業員本人に対して助成金を交付します。

※事業No.26「女性活躍推進企業」に認証された、従業員300人以下の事業所であって、「宇部イクメンの会」に登録された男性従業員の育児休暇が対象です。

※詳しくは市ウェブサイトでご確認ください。

補助対象経費：育児休業の取得期間に応じて定額助成金を交付

① 7日～13日

事業者：30,000円

男性従業員：30,000円

② 14日～29日

事業者：50,000円

男性従業員：50,000円

③ 30日以上

事業者：100,000円 (備考)

男性従業員：100,000円×月数

育休取得前に申請してください。
上限額は事業者分10万円、男性従業員分30万円
4回まで申請可（上限額に達するまで）

上限額



女性応援ポータルサイト『うべキラリNavi』
<https://www.ube-gender.jp/>

関連ウェブサイト

No.5 女性職場環境改善助成金

担当課：人権・男女共同参画推進課
(34-8308)

女性が働きやすい職場環境の整備に積極的に取り組む事業者に助成金を交付します。

※事業No.26「女性活躍推進企業」に認証された、従業員300人以下の事業所が対象です。

※詳しくは市ウェブサイトでご確認ください。

補助対象経費：以下の①～⑥のいずれかを行う際に生じる経費

(消耗品費、人件費、交際費、事業者の運営に係る経費を除く)

- ① 新しい空間を創出するための環境整備
- ② 女性管理職の積極的な登用又は管理職候補者の育成
- ③ 労務担当者又は従業員に対する研修、周知及び啓発
- ④ 外部専門家によるコンサルティングの導入
- ⑤ 就業規則又は労使協定の見直し
- ⑥ その他、女性のための職場環境改善に向けた取組

女性応援ポータルサイト『うべキラリNavi』 <https://www.ube-gender.jp/>

関連ウェブサイト

10万円

上限額

4/5

補助率



No.6 中小企業等DX推進事業費補助金（DXモデル枠）

担当課：成長産業創出課（34-8118）

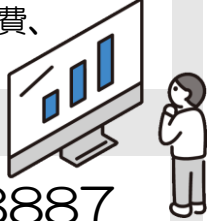
デジタル技術の活用により、ビジネスモデルの変革や業務プロセスの改善に取り組み、成長産業分野への事業展開や、同分野のDX化を促進する事業を対象に、やまぐちDX推進拠点Y-BASEのDXコンサルティングと連動したハンズオン支援を行うとともに、その導入費用の一部を補助します。

補助対象経費：設備導入費、ソフトウェア・システム導入費、委託費・外注費、コンサルティング費、運搬費、使用料

400万円
(補助申請下限額100万円)
上限額

2/3
補助率

1028887
市ウェブ番号



No.7 中小企業等DX推進事業費補助金（一般枠）

担当課：成長産業創出課（34-8118）

デジタル技術の活用で、ビジネスモデルの変革や業務プロセスの改善に取り組む中小企業を対象に、やまぐちDX推進拠点Y-BASEのDXコンサルティングと連動したハンズオン支援を行うとともに、その導入費用の一部を補助します。

補助対象経費：設備導入費、ソフトウェア・システム導入費、委託費・外注費、コンサルティング費、運搬費、使用料

100万円
(補助申請下限額30万円)
上限額

2/3
補助率

1028886
市ウェブ番号

No.8 中小企業競争力強化支援補助金

担当課：産業政策課（34-8355）

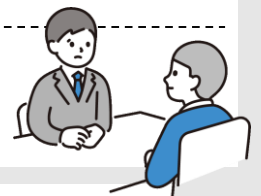
市内中小企業者の競争力を強化するため、新商品の開発、付加価値の創出、新規事業分野への参入、販路開拓等に要する経費の一部を補助します。

補助対象経費：試作開発費、市場調査費、展示会出展料、店舗改修費、設備導入費、広告宣伝費 等

50万円
上限額

1/2
補助率

1029216
市ウェブ番号



No.9 パイロットプロジェクト支援補助金（試作品製作枠）

担当課：成長産業創出課（34-8531）

成長産業分野における新たな製品化に向けて、先端技術等を活用した試作品の製作に取り組む中小企業を支援します。

補助対象経費：事業費等

宇部市成長産業推進協議会 <https://www.u-rings.jp/related/>

関連ウェブサイト

100万円

上限額

2/3

補助率

1022386

市ウェブ番号

No.10 先進的分野事業誘致等促進補助金

担当課：企業立地推進課（34-8361）

高い先進性を有し、地域経済の好循環を生み出す「地域経済牽引事業」を促進します。

—対象事業—

山口県から、地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業で、山口県地域未来投資促進基本計画に定める山口県の基礎素材型産業、輸送用機械産業、環境・エネルギー関連産業、医療関連産業、バイオ関連産業、航空機・宇宙関連産業、半導体・蓄電池関連産業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

補助対象経費：投下固定資産を取得するために要する費用
※消費税及び地方消費税相当額を除く

補助率：5/100

【中小企業者】

- | | |
|---------------------|-----------|
| ① 新規雇用従業員数5人以上10人未満 | 上限5,000万円 |
| ② 新規雇用従業員10人以上 | 上限1億円 |

【中小企業者以外の事業者】

- | | |
|----------------------|-----------|
| ① 新規雇用従業員数10人以上20人未満 | 上限5,000万円 |
| ② 新規雇用従業員数20人以上 | 上限1億円 |

上限額

1025136

市ウェブ番号

No.1 1 イノベーション推進補助金

担当課：成長産業創出課（34-8531）

山口県の補助事業（医療関連分野、環境・エネルギー分野、バイオ関連分野、宇宙利用産業分野、未来技術関連分野、水素分野）を活用し、自社技術による新たな事業化にチャレンジする事業者を支援します。

対象者：令和8年度の山口県が設置する下記いずれかの補助金について、代表申請者として交付決定を受けた市内企業



- ① やまぐち産業イノベーション加速化補助金
（医療関連分野、環境・エネルギー関連分野、バイオ関連分野）
- ② やまぐち産業イノベーション促進補助金（未来技術関連分野）
- ③ 「水素先進県」実現加速化事業（部材開発推進）補助金
- ④ 衛星データ活用ビジネス創出支援事業補助金

※ 県の補助金採択は申請要件の1つであり、市の補助金採択を保証するものではありません。

補助対象経費：上記補助金の補助事業者負担相当額

① 375万円

② 750万円（※ 起業後5年以内の企業で、市が特に認めた場合）

上限額

① 1/2

② 10/10
補助率

宇部市成長産業推進協議会
<https://www.u-rings.jp/related/>

関連ウェブサイト

1022386

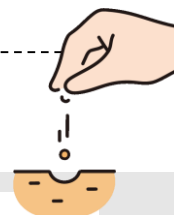
市ウェブ番号

No.1 2 6次産業化・農商工連携による商品開発等支援事業補助金

担当課：産業政策課（34-8380）

市内農林水産物を活用した、魅力ある商品開発等の取組を支援します。

補助対象経費：新商品開発及び既存商品の改良にかかる商品開発費、市場評価経費、商談会等出展経費、販促資材費



30万円

上限額

1/2

補助率

1016198

市ウェブ番号

No.13

農業参入法人育成支援事業費補助金

担当課：農業振興課（34-8563）

新たに農業参入する法人、又は営農実績を有する法人（農業参入した日から5年以上継続して営農を行う法人）に対し、農業用機械又は農業用施設の導入経費の一部を補助します。

補助対象経費：法人が自らの営農のため、新たに導入する農業用機械又は農業用施設にかかる経費

【対象者】

① 新たに農業参入する法人

市内に本店、支店その他の事業所を有する法人で、市内に所在する農地又は採草放牧地を30アール以上買い入れ、又は借り入れて農業経営を行う法人

② 営農実績を有する法人

上記①の要件を満たした法人

① 新たに農業参入する法人 **200万円**

（ただし、対象期間内（農業参入した日から5年を超えない日まで）で1年度限り）

② 営農実績を有する法人 **100万円**

（ただし、対象期間内（農業参入した日から5年を経過し、10年を超えない日まで）で1年度限り）

上限額

1/2
補助率



1006035
市ウェブ番号

No.14

事業所設置奨励金

担当課：企業立地推進課（34-8361）

産業団地及び工場適地に事業所を設置する事業者を支援します。

① 産業団地

宇部新都市（テクノセンター用地の区域内に限る）

② 工場適地

準工業地域、工業地域及び工業専用地域（産業団地を除く）

補助対象経費：

① 設置奨励金：固定資産税相当額（3年度間）

② 雇用奨励金：新規雇用（宇部市内在住者）

正社員1人につき50万円、非正社員1人につき20万円

③ 用地取得奨励金：用地取得費（宇部新都市〔テクノセンター用地の区域内に限る。〕



補助率

用地取得奨励金については規則で定める補助率

宇部市産業団地 <https://ubesangyoudanchi.jp/yugu.html>

関連ウェブサイト



No.15 商業活性化事業費補助金（店舗改修補助金）

担当課：産業政策課（34-8355）

第2期宇部市中心市街地活性化基本計画(令和7年4月)に定める区域内における既存店舗の改修又はファサード整備に要する経費の一部を補助します。

補助対象経費：

来客数・売上の増加が見込まれる当該店舗の改修等に要する経費
(ただし、改修工事は市内業者が行ったもののみを対象とし、出店者自らが原材料を購入し施工したものや、エアコン及び冷蔵庫等の備品購入費は除きます。)

50万円

上限額

1/2

補助率

1012569

市ウェブ番号

No.16 商業活性化事業費補助金（商店街共同施設整備補助金）

担当課：産業政策課（34-8355）

商店街の利便性や快適性の向上、商店街のコミュニティ活動の促進及び安全確保を図るため、市内商店街の共同施設整備に要する経費の一部を補助します。

補助対象経費：

- ①施設の新設・更新に要する経費（ただし、土地購入費、造成費、賃貸料は除きます。）
- ②既存施設の撤去に要する経費
- ③施設の維持管理等に要する経費

50万円

上限額

1/2

補助率

1012575

市ウェブ番号

No.17 商業活性化事業費補助金（イベント創出補助金）

担当課：産業政策課（34-8355）

市民の憩いの場、にぎわいの場づくりに向けて、商店街等が開催するイベント等の経費の一部を補助します。

補助対象経費：

イベント等の開催に要する経費
(ただし、景品代、会議開催経費、食糧費及び汎用性のある備品購入費は除きます。)

30万円

上限額

1/2

補助率

1012577

市ウェブ番号

まちなかのにぎわい創出を図るため、中心市街地の対象エリアにおける市民団体や商店街と連携した様々なイベントの開催に要する経費を補助します。

- 補助対象経費：①謝金
②広告宣伝費
③警備等委託料
④施設及び機器等使用料
⑤保険料
⑥消耗品・景品費

※消耗品・景品費は、事務用品等汎用性のあるものを除く。

●高校生又は大学生で構成される団体

※団体が法人格を有する場合は一般の団体とみなす。

- ① 単独で概ね1千人以上の集客が見込める入場料無料のイベント
② 上記以外の入場料無料のイベント

上限額

30万円

10万円

●一般の個人又は団体

- ① 単独で概ね1千人以上の集客が見込める入場料無料のイベント
② 上記以外の入場料無料のイベント

25万円

7万円

●高校生又は大学生で構成される団体

●一般の個人又は団体

補助率

10/10

2/3

1009183

市ウェブ番号



中心市街地の空き物件の有効活用を促進するとともに、にぎわいの創出を図るため、空き物件をリノベーション（再生）するための改修費の一部を補助します。

補助対象経費

① 改修費補助金（建物の改修にかかる経費で以下のもの）

- (1)内装工事費
- (2)外装工事費
- (3)給排水衛生設備工事費
- (4)空調設備工事費
- (5)サイン工事費
- (6)電気・照明工事費
- (7)設計費

※外構工事費（外構部分に施工するサイン工事費を含む。）、什器・備品購入費、消費税及び地方消費税を除く。

※市内業者が行うもののみ対象

② 賃借料補助金

賃借料（消費税、共益費、手数料等を除く。）

① 改修費補助金 **100万円**

② 賃借料補助金 事業を開始した月から起算して
最大12か月3万円／月（合計30万円まで）

上限額

① 改修費補助金 **1/2**

② 賃借料補助金 **1/2**

補助率

1005665

市ウェブ番号



No.20 中小企業経営改善計画策定支援事業補助金

担当課：産業政策課（34-8355）

認定経営革新等支援機関の支援を受けて、経営改善計画の策定などに取り組む中小企業を対象に、その経費の一部を補助します。

補助対象経費： ①経営改善計画策定支援 ②伴走支援 ③経営者保証解除支援

① 経営改善計画策定支援	10万円
② 伴走支援	10万円
③ 経営者保証解除支援	2万5千円
上限額	

1/2

補助率

1022783

市ウェブ番号



No.21 省エネ診断支援補助金

担当課：産業政策課（34-8380）

脱炭素経営に向けて、省エネ診断を受診する市内事業者に対し、受診料を補助します。

補助対象経費：

- ① 一般財団法人省エネルギーセンターの省エネ最適化診断
A診断 受診料 10,670円全額
- ② 一般財団法人省エネルギーセンターの省エネ最適化診断
B診断 受診料 16,940円全額
- ③ ①、②以外の実施機関の省エネ診断
受診料全額（上限 22,000円）

補助率： 受診料全額
上限額： ③は上限 22,000円

1018609

市ウェブ番号



中小企業者等の事業活動における物価高騰による負担の軽減を図るとともに、脱炭素化に向けた取組を推進するため、省エネ設備導入費用の一部を補助します。

補助対象経費：省エネ設備の導入費等（購入費、据付工事費、既存設備の撤去費等）

【要件】 次の①と②のいずれも該当する省エネ設備

① 省エネ基準達成率100%以上を満たす製品、または、経済産業省が実施する「省エネルギー投資促進支援事業」において、補助対象設備として登録、公表されている製品

- ・エアコン
- ・LED照明器具(電球のみ交換は除く)
- ・冷凍冷蔵庫
- ・温水機器（ガス・石油）
- ・エコキュート
- ・高性能ボイラ
- ・変圧器
- ・工作機械
- ・プレス機械など

② 市内で事業を行っており、省エネ設備を導入する市内の事業所で、引き続き事業を5年以上継続する意思を有する中小企業者等が、自らの事業活動に使用するために、市内の事業所に導入する省エネ設備で、市内に事業所や店舗がある事業者（販売店・工事業者）から導入するもの

※国や他の地方公共団体等が実施する補助金等の対象となった省エネ設備は対象外
 ※事業所以外の住宅や社員寮、賃貸用物件等（マンション、アパート、テナント等）は対象外

※中古品、リース、レンタルは対象外

40万円

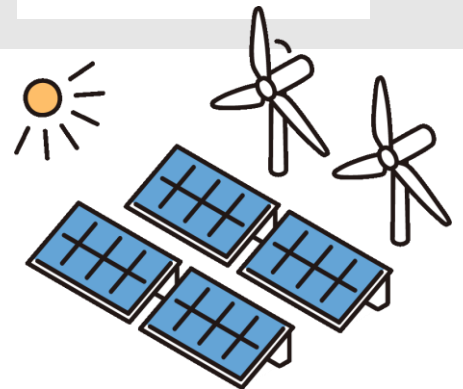
上限額

1/2

補助率

1024795

市ウェブ番号



介護サービス事業所や施設等が人材紹介業者から介護職員等の紹介を受けた際に支払う経費及び外国人介護人材の雇用の際に生じる経費を支援することにより、市内の介護サービス事業所等における介護人材の安定的な確保を支援します。

【要件】

法人が令和7年12月23日以降に市内の介護サービス事業所等で直接雇用し、かつ3カ月以上業務に従事させた介護職員等にかかるもの。

【対象経費】

①人材紹介業者からの紹介による雇用の場合

介護職員等（※1）を直接雇用する際に人材紹介業者に支払った手数料

（※1 介護福祉士、社会福祉士、（准）看護師、保健師、（管理）栄養士、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）、介護支援専門員、生活相談員、生活援助従事者、生活援助員、福祉用具専門相談員）

②外国人介護人材の場合

外国人介護人材（※2）が監理団体等を経由して、雇用する際の経費のうち、宇部市内の介護サービス事業所等で就労するまでに生じる経費

（※2 EPA（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士候補者、技能実習制度を活用した外国人（技能実習生）及び在留資格「特定技能1号」）

100万円まで
対象者1名につき

1法人1会計年度
3人まで

10/10
補助率

1028212
市ウェブ番号

②その他の支援

No.24 産業人材育成支援事業

担当課：産業政策課（34-8355）

リスキリングに取り組む中小企業を対象に、オンライン動画学習講座「UdemyBusiness」の受講ライセンスを提供し、その取組を支援します。

受講料：5,000円(1ライセンス)

1022869
市ウェブ番号

No.25 うべ企業情報ナビ

担当課：産業政策課（34-8355）

事業者向けの支援情報や市内の企業情報を検索することができる企業情報サイトです。市内企業の情報発信プラットフォームとして、自社の魅力発信や事業者向け支援情報の収集などに活用していただけます。

関連ウェブサイト：
うべ企業情報ナビ <https://www.bm-ube.jp/>

1005924
市ウェブ番号

No.26 女性活躍推進企業認証制度

担当課：人権・男女共同参画推進課（34-8308）

女性が意欲をもって活躍することのできる環境づくりに積極的に取り組む事業者を女性活躍推進企業として認証し、その活動を支援します。

関連ウェブサイト：
女性応援ポータルサイト『うベキラリNavi』
<https://www.ube-gender.jp>



No.27 人材確保ワンストップ相談窓口

担当課：産業政策課（34-8355）

企業の人材確保を総合的にサポートするワンストップ窓口です。各企業の人材確保に関連する課題やニーズに合わせて、最適な支援メニューをご提案するとともに、関係機関と連携して、多様な人材の確保を目指した取組を伴走支援します。

- ・開設日時：月曜日～金曜日 9時～17時
- ・場 所：宇部商工会議所（宇部市松山町一丁目16番18号）

窓口連絡先：
宇部商工会議所（31-0251）

1024888
市ウェブ番号

No.28 中小企業等人材確保支援（人材採用力強化支援）事業

担当課：産業政策課（34-8355）

企業の採用力強化に向けて、自社の人材戦略策定や、学生に選ばれるインターンシッププログラムの構築に取り組む企業を支援します。

【コース構成】

- ①人的資本経営実践塾：採用活動を強化するために、自社の人材戦略を策定する事業
- ②インターンシップ勉強会：新卒採用を強化するために、効果的なインターンシッププログラム構築を目指す事業

対象事業者：

- ・採用力向上や社員定着、魅力的な職場環境づくりに取り組みたい企業
- ・新卒・若手人材の採用強化や企業認知度向上を目指し、インターンシップの企画・運営ノウハウを求めている企業。

1029219

市ウェブ番号

No.29 健康サポーター（事業所部門）登録制度

担当課：健康増進課（31-1777）

月1回の健康情報の発信、出前講座の実施、健康づくり物品の貸出、イベント開催など健康経営の取組を支援します。

1022250

市ウェブ番号

No.30 外国人総合相談窓口

担当課：観光交流課（34-8136）

外国人住民の方からの生活に関する相談に対し、必要な情報の提供や関係機関の紹介を行います。また、外国人材を雇用する事業所や地域住民からの相談にも対応します。

1011393

市ウェブ番号

No.3 1

ふるさと納税応援事業者 (ふるさと納税お礼の品提供事業者) 募集

担当課：移住定住推進課 (34-8168)

応援事業者として登録された事業者が提供する「お礼の品」を、ポータルサイトを通じて全国にPRすることで、販路開拓やeコマース（電子商取引）の取組を支援します。また、本市の魅力的な地元産品を広く発信することで、地元産業の活性化を図ります。

対象事業者：

本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場を宇部市内に有する企業・団体又は個人で、ふるさと納税お礼の品の要件を満たすお礼の品が提供可能であること。

1006627

市ウェブ番号

No.3 2 日本貿易振興機構（ジェトロ）との連携支援

担当課：産業政策課 (34-8355)

日本貿易振興機構（ジェトロ）と連携し、中小企業の海外事業展開を支援します。

関連ウェブサイト：

日本貿易振興機構（ジェトロ） <https://www.jetro.go.jp/>

No.3 3 特定創業支援等事業

担当課：産業政策課 (34-8355)

宇部市が連携する支援事業者による、1か月以上にわたる継続的な指導（経営、財務、人材育成、販路開拓の4分野）を受けることにより、会社設立時の登録免許税の軽減や融資利率の優遇などの支援を受けることができます。

1005960

市ウェブ番号



No.34 宇部市×実証実験事業応援制度

担当課：連携共創推進課（34-8891）

市民や企業及び団体が、宇部市を実証フィールドとして自ら取り組む、持続可能で革新的な取組等につながる実証実験事業を応援する制度です。採択された事業は、「宇部市公認事業」として支援します。

1021861

市ウェブ番号

No.35 メディカルクリエイティブセンター（MCC）

担当課：成長産業創出課（34-8531）

山口大学医学部隣接地にある市の事業化支援施設（貸研究室）です。医療福祉分野において、新たな事業化・製品化を目指す企業を支援します。

対象事業者：

医療福祉分野において新たな事業化を目指す企業、
産学共同研究による研究開発を行う企業等

1005984

市ウェブ番号

No.36 中小企業事業化支援施設（宇部新都市貸工場）

担当課：産業政策課（34-8355）

宇部新都市「あすとぴあ」にある市の事業化支援施設（貸工場）です。中小企業の新たな事業化・製品化を支援します。

対象事業者：

新たな事業化、製品化を目指す中小企業者及び
中小企業者で構成する団体

1005988

市ウェブ番号

No.37 起業コミュニティ

担当課：成長産業創出課（34-8118）

うべスタートアップを拠点とする、市内企業や起業に興味を持つ若者、大学等の研究者、支援機関などの多様な主体が参画するコミュニティです。メンバー同士のつながりの創出やビジネス人材の育成、DXの推進などを通じて、組織の垣根を越えて新しい価値を創造する「オープンイノベーション」を促進します。

1005901

市ウェブ番号

No.38 よろず支援拠点による無料相談会

担当課：産業政策課（34-8355）

山口県よろず支援拠点による無料相談会を開催します。資金調達、マーケティング、新規事業の立ち上げなど、経営にかかわる様々なご相談に専門家がアドバイスします。
（毎月第3水曜日開催）

1005919
市ウェブ番号

No.39 事業承継・引継ぎ支援センターによる無料相談会

担当課：産業政策課（34-8355）

山口県事業承継・引継ぎ支援センターによる無料相談会を開催します。親族内や従業員への承継、後継者不在の第三者承継（M&A）など、事業承継にかかわる様々なご相談に専門家がアドバイスします。

1024258
市ウェブ番号

No.40 セーフティネット保証制度

担当課：産業政策課（34-8355）

経営の安定に支障を生じている中小企業者について、信用保証協会の保証限度額の別枠化等を行う制度です。条件を満たしていることについて、中小企業の場合は本店所在地、個人事業主の方は主たる事業所の所在地の市町村長の認定を受けることにより、制度の利用を申し込むことができます。

対象事業者：市内事業者

1005962
市ウェブ番号

No.41 中小企業等経営強化法に基づく支援 （先端設備等導入計画）

担当課：産業政策課（34-8355）

中小企業・小規模事業者等が策定した先端設備等導入計画について、市が認定を行います。計画を策定し、市の認定を受けた場合、税制優遇措置を受けることができます。
※先端設備等導入計画とは、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。

対象事業者：

中小企業・小規模事業者等

（固定資産税の特例を受ける場合は別途規模の要件があります。）

1010651
市ウェブ番号

申込みに必要な書類

○取扱金融機関及び信用保証協会の所定の様式に加えて、下記の書類を取扱金融機関に提出してください。

【法人】

- 法人及び代表者の宇部市税に滞納がないことの証明書（申請日前1か月以内に証明されたもの。）
※宇部市に住民登録がない法人の代表者も必要です。取得方法は、市民税課（0836-34-8197）へお問い合わせください。
- 代表者の国民健康保険料に滞納がないことの証明書（申請日前1か月以内に証明されたもの。）
※取得方法は保険年金課（0836-34-8289）へお問い合わせください。
- （転入による普通資金の金利の優遇を受ける場合）
法人の履歴事項証明書等移転日及び移転前の所在地の所在期間が確認できる書類

【個人事業主】

- 代表者の宇部市税に滞納がないことの証明書（申請日前1か月以内に証明されたもの。）
※取得方法は、市民税課（0836-34-8197）へお問い合わせください。
- 代表者の国民健康保険料に滞納がないことの証明書（申請日前1か月以内に証明されたもの。）
※取得方法は保険年金課（0836-34-8289）へお問い合わせください。
- （転入による普通資金の金利の優遇を受ける場合）住民票等転入日が確認できる書類
住民票の除票や戸籍の附票等転入日及び転入前の居住期間が確認できる書類

○次の資金の申込みについては、上記添付書類に加え以下の書類の添付が必要です。

【開業資金】

- 事業計画書

新規開業、又は開業後事業実績3か月未満の場合は以下の書類の添付が必要です。

- ① 自己資金を証明する帳簿類（預金通帳、領収書等）の写し
- ② ア～ウのいずれか
 - ア 勤続証明書
 - イ 取扱金融機関店舗、商工会議所、商工会、認定連携創業支援等事業者又は山口県中小企業団体中央会が発行する推薦書
 - ウ 認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明の写し

※認定特定創業支援による利率の優遇を受ける場合はウの書類が必要です。

【中小企業経営近代化資金】

- 先端設備等導入計画認定書の写し
- 上記の認定申請時に提出した計画書の写し

【中心市街地進出資金】

- 中心市街地進出資金申込概要書
- 購入する土地・建物の契約書等の写し
- 建築する建物の見積書及び図面

○その他必要に応じて関係書類を提出していただくことがあります。

宇部市事業資金融資のご案内

（令和8年4月1日改訂版）

（注意事項）

- ・ご利用にあたり次の要件をすべて満たしていることが必要です。（商店街振興資金以外、共通。）
 - ① 中小企業信用保険法第2条第1項に該当する中小企業者であること。
 - ② 信用保証協会の保証を受けられる業種であること。
- ・市が行う保証料補給は、事業者選択型経営者保証非提供制度利用に伴う上乗せ分の保証料については対象外です。

普通資金

融資限度額： 1,500万円 基準利率： 2.1% 保証料：市が80%を補給（※）

市外からの転入の場合は、基準利率より0.3%優遇され1.8%

開業資金

融資限度額： 1,500万円 基準利率： 2.1% 保証料：市が80%を補給（※）

女性による起業については、基準利率より0.1%優遇され2.0%

認定特定創業支援等事業修了者は、基準利率より0.5%優遇され1.6%

両方該当すれば
1.5%

認定特定創業支援等事業を修了し、利率の優遇を受けるには・・・

認定連携創業支援等事業者（宇部商工会議所、株式会社山口銀行、株式会社西京銀行、西中国信用金庫、日本政策金融公庫）から「個別指導（支店窓口等での相談等）」「創業セミナー」「起業塾」いずれかにより1か月以上の継続的な支援を受け、宇部市から発行される証明書が融資申込時に必要となります。

申請先：宇部市産業政策課

認定特定創業支援等事業修了者には、下記の支援があります。

全国共通の支援

- ① 会社を設立する際、登記にかかる登録免許税の軽減
- ② 創業2か月前から対象となる創業関連保証の特例について、事業開始6か月前から利用対象
- ③ 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げ

宇部市からの支援

- ① 宇部市事業資金融資制度（開業資金）の利率優遇

（※：事業者選択型経営者保証非提供制度利用に伴う上乗せ分の保証料については対象外）

【申込み先】 山口銀行・西京銀行・西中国信用金庫・山口県信用組合の各支店

【問合せ先】 宇部市産業政策課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL：0836-34-8355

区分 資金名		融 資 要 件	融 資 条 件									
			使 途	限度額	期間(据置)	利 率	保証料率	償還方法	連帯保証人	担 保	取扱金融機関	
中 小 企 業 特 別 資 金	普通資金	(1) 中小企業信用保険法第2条第1項に該当する中小企業者であること (2) 市内に居住(法人については登記)しており、かつ、市内の事業所で事業を営んでいること(ただし、市外から転入する場合は適用除外とする) (3) 原則として、事業所得の税務申告をしていること (4) 市税及び国民健康保険料の滞納がないこと(法人が申請人である場合は、代表者個人含む) (5) 資金計画が妥当であり、かつ、融資金の返済能力があると認められること (6) 電子交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けていないこと ※1 市外からの転入の場合は、基準利率より0.3%を優遇 ただし、下記の条件を備えていること ・(2)の要件については適用除外し、市内に居住(法人については登記)しており、かつ、市内の事業所で事業を営むこと ・市内に居住(法人については登記)してから1年以内であり、かつ、転入前における市外での居住(法人については登記)が連続して1年以上であること	運 転 設 備	千円	15,000	年以内	年%	年%	原則として 月賦返済	原則として 法人の代表者 以外は不要	原則として 不 要	山 口 銀 行 西 京 銀 行 西中国信用金庫 山口県信用組合
	開業資金	中小企業特別資金のうち、普通資金の申込要件((2)(3)を除く。)のほか、次の条件を備えているもの (1) 新規開業者又は営業実績5年未満であること (2) 市内に居住(法人については登記)しており、かつ、市内の事業所で事業を営むこと (3) 新規開業又は開業後事業実績3か月未満の場合は、次のいずれかを満たしていること ア 当該業種について3年以上の職歴(経験)を有していること(営業日数の半数以上従事するアルバイト、パートタイムを含む) イ 取扱金融機関店舗、商工会議所、商工会、認定連携創業支援等事業者又は山口県中小企業団体中央会から推薦を受けられること ウ 認定特定創業支援等事業を修了していること (4) 新規開業又は開業後事業実績3か月未満の場合は、開業に要する資金の1/10以上の自己資金を有すること ※2 女性による起業については、基準利率より0.1%を優遇 ※3 創業支援事業計画における認定特定創業支援等事業修了者は、基準利率より0.5%を優遇(※2・※3の併用可)		15,000		運 転 設 備 10 (1)	基準利率:2.1 (※1: 1.8)	基準利率:2.1 (※2: 2.0) (※3: 1.6) (※2・※3の併用: 1.5)				
中 小 企 業 経 営 近 代 化 資 金	中小企業特別資金のうち、普通資金の申込要件((1)~(6) ※(2)のただし書きを除く)のほか、次の条件を備えているもの (1) 先端設備等導入計画の認定を受けており、当該設備に係る資金であること	設 備	20,000	設 備 10 (1)	1.7	—	原則として 半年賦返済	取扱金融機関 所定の方法	不 要	山 口 銀 行 西 京 銀 行 西中国信用金庫		
中 心 市 街 地 進 出 資 金	中小企業特別資金のうち、普通資金の申込要件((1)~(6))のほか、次の条件を備えているもの ただし、市外から転入する場合は、普通資金の(2)の要件については適用除外とする。 (1) 中心市街地内に事業所を設置する事業者であること (2) 事業所の移転に必要な用地及び建物(住宅を除く。)の取得資金であること		30,000	設 備 12 (1)	1.7						徴 求	
商 店 街 振 興 資 金	(1) 次のいずれかに該当する中小企業団体であること ア 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に該当する法人 イ 商店街振興組合法第2条第1項に該当する法人 ウ 経済的基盤が強固であると市長が認める商工業団体 (2) 商店街団体の構成が適切であり、経済的基盤が強固であること (3) 資金計画が妥当であり、かつ、融資金の返済能力があると認められること	設 備	100,000	設 備 12 (2)	2.4	—	原則として 半年賦返済	取扱金融機関 所定の方法	不 要	山 口 銀 行 西 京 銀 行 西中国信用金庫		

普通資金、開業資金、中小企業経営近代化資金及び中心市街地進出資金は併用可能です。
(※4: 事業者選択型経営者保証非提供制度利用に伴う上乗せ分の保証料については対象外)

融資利率については金融情勢により、変動することがあります。